

公益通報のうち是正措置を行う必要があるものの概要<知事部局等>

<令和3年度>

受付窓口	通報内容（概要）	処理状況（概要）
全庁窓口	受注者に対する工事着手後の発注書交付	<ul style="list-style-type: none"> ・被通報者へ、発注書は必ず工事着手前に受注者へ交付することを徹底するよう指導した。 ・所属部内職員へ、法令遵守の徹底について注意喚起を行った。

<令和4年度>

受付窓口	通報内容（概要）	処理状況（概要）
全庁窓口	パワー・ハラスメントの禁止違反	<ul style="list-style-type: none"> ・被通報者へ、パワハラを疑われるような言動を行わないよう、改めて注意を行った。 ・所属部の管理職へ、改めてハラスメントに関する注意喚起を行うとともに、研修を実施した。

<令和5年度>

受付窓口	通報内容（概要）	処理状況（概要）
全庁窓口	営利企業への従事制限違反	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長から被通報者へ、法令遵守の徹底及び自覚を持った行動について指導した。 ・局内職員へ、営利企業等の従事に関する注意事項を周知徹底した。
全庁窓口	テレワーク時における勤務状況に対する疑義	<ul style="list-style-type: none"> ・被通報者へ、在宅勤務開始・終了時の報告を徹底するよう厳重注意を行った。 ・局内職員へ、在宅勤務時の遵守事項や基本的サービスルール徹底について周知した。